



会報 No. 406 令和8年 4月23日

【発行所】一般社団法人 荏原青色申告会

〒142-0054

品川区西中延1-2-4

電話 (3783) 3494

FAX (3786) 4955

【発行責任者】会長 櫻井英夫



— 令和7年度分確定申告終了 —

今年も荏原青色申告会の確定申告期相談業務が無事に終了いたしました。期間中は多くの会員の皆様にご来会いただき、限られた時間の中での対応となりましたが、皆様のご協力により、大きな混乱もなく相談を進めることができました。申告期はどうしても十分な説明が難しい場面もありましたので、記帳や日常のご相談については、4月以降に改めて時間をかけて対応させていただきます。お気軽に事務局へお立ち寄りください。

インボイス制度も3年目に入り、登録番号を取得される方は昨年よりさらに増加しています。その一方で、特例措置の適用や取引内容の確認など、消費税申告の判断がこれまで以上に複雑になってきました。特に、申告が必要な方・不要な方・特例を利用される方の切り分けが難しく、ご自身では判断しづらいケースも見受けられます。インボイス登録を済ませているにもかかわらず、まだ消費税の申告をされていない方がいらっしゃいましたら、早めに事務局までご連絡ください。

また、青色申告特別控除65万円の適用が可能になること、控えに受付日が印字される点などから、e-Taxでの提出を選ばれる方が一段と増えておりますが、東京税理士会荏原支部の先生方による代理送信と、マイナンバーカードを利用した本人送信を併用することで、多くの会員の皆様がスムーズに電子申告を行うことができました。

さらに、今年も税務署相談会場に「青色コーナー」を設置いたしました。今年は入口付近に配置していただいた結果、昨年以上に多くの方にご利用いただき、青色申告制度と当会のPRにつながる良い機会となりました。

最後に、相談時に来年の確定申告期の指導日をご予約いただいた皆様には、12月末頃にハガキでご案内いたします。予約されなかった方や指導を受けられなかった方は、希望日を事務局までお知らせください。



【会館2F 相談会場の様子】

<令和7年度確定申告期(1月21日~3月31日) 報告>

会を利用して所得税の申告書を提出された方	1,590名
会を利用して消費税の申告書を提出された方	334名
e-Taxの代理送信を利用された方	312名
e-Taxの本人送信を事務局から行った方	463名
青色コーナーをご利用頂いた方	138名
青色承認申請書を提出された方	40名
この期間に新しく会に入会された方	65名

令和7年度 第28回通常総会のご案内

本会通常総会を下記日程により行います。ご出席される方は同封のハガキより出席のご連絡をお願いします。

◆ 日時 5月26日(火) 開始 午後4時

◆ 会場 スクエア荏原 1Fイベントホール

※詳細に関しては別紙総会のご案内をご参照願います。

本総会の成立には、通常会員総数の過半数の出席が必要となります。当日出席できない場合でも、委任状を提出して頂ければ出席とみなされますので、ご欠席の場合は同封のハガキにて委任状のご返信をお願いします。(ご出席の場合も同封のハガキにてご返信願います。)

尚、簡易版の総会議案書を今回の会報に同封しておりますが、正式な総会議案書を必要とされる方は事前に事務局までご連絡願います。

総会にご欠席の方は委任状ハガキに署名しご返信願います。

確定申告期に委任状を提出された方は改めて委任状ハガキの返信は必要ございません。



都税だより

— 東京都主税局についてのお知らせ —

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納付方法をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申告 ✓ 電子申告 ・eLTAX ・LoGoフォーム ✓ 郵送 (所管事務所宛)	申請・届出 ✓ 電子申請・届出 ・eLTAX ・LoGoフォーム ✓ 郵送 (所管事務所宛)
納付 ✓ スマートフォン決済アプリ ✓ ペイジー (インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM) ✓ クレジットカード納付 ✓ eLTAX電子納税 ✓ 口座振替	証明書等の取得 ✓ 郵送 (キャッシュレス決済) ✓ 郵送 (定額小為替) ✓ 電子申請 詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。



令和8年経済センサス-活動調査



この調査は、「統計法」に基づき実施される国の統計調査であり、日本の経済活動を全国および、地域別に明らかにするための大規模かつ重要な調査です。調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

- 【調査期間】 令和8年4月~6月
- 【調査対象】 すべての事業所・企業 (農林漁業家等を除く)
- 【調査方法】 4月に国がインターネット回答用の調査書類を郵送しています。未回答事業所や新規事業所には5月末までに調査員が調査書類の配布に伺います。
- 【調査事項】 名称・所在地・活動状況 従業者数・年間総売上金額など
- 【結果の利用】 各種行政政策の立案、民間企業の経営計画の策定などに活用されます。



本会の行事予定

5月

- 12日(火) 第5回理事会
- 15日(金) 青年部総会
- 18日(月) 女性部総会
- 26日(火) 第28回通常総会

6月

- 16日(火) 第1回組織広報委員会
- 17日(水) 六団体意見交換会
- 18日(木) 第1回税制指導委員会
- 19日(金) 出張みそ作り体験
- 22日(月) 第1回総務事業委員会



青色申告会が行った「固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続要望」が令和8年度も実現しました！

令和8年度も下記の軽減措置の継続が決定しました。
●小規模住宅用地(200㎡まで)の都市計画税の税額を2分の1とする軽減措置
●小規模非住宅用地(400㎡以下の土地のうち200㎡まで)の固定資産税と都市計画税を2割減額する減免措置
●商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げる軽減措置
青色申告会の会員の皆様、陳情ハガキによるご協力ありがとうございました。この軽減措置は23区内に所在する土地が対象となりますので、会員の皆様だけでなく多くの皆様の税負担が軽減されていることとなります。青色申告会はこれからも税制に対する要望運動を展開してまいります。

会費の口座引落にご協力願います！

会費のお支払いは口座引落を推奨しています。口座引落に変更の場合は事務局までご連絡ください。口座振替の場合会費・青色共済ともに4月6日と10月6日に半年分ごとのお支払いになります。(土日の場合は翌営業日)
●会費半年払 各 12,000円
●青色共済半年払 一口各 6,000円
※一部4月6日に一年分一括払いの方もおります
なお、引落前のハガキでのご連絡はいたしませんので何卒ご了承ください。



2年前、思いつきでし
たけの原木を買い、裏庭に
置き、通した。最初の1年
は、通るたびに「まだか
どは？」と期待して眺めた
な。そして、いまは全変
りなし。やがて存在が全
化なし。風景の一部と化
れ、裏庭の風が一部と化
て、庭の風景の一部と化
いた。久しぶりに見ると思
い出し、なんと大きくなっ
けが5つも生えている。は
ありませぬか。「忘れては
んが、よせんか。」と、忘
堂々と。さつそく収穫して
食べてみると、少々固くて
妙においしい。(自分で増
したものはおいしさ2割増
しになる法則！)後日、増
は6個のぞくと、後日、増
年の手間で百円、原木代、
でもスーパードラッグで、
それだけでも「自分の育ち
に言い聞かせない」と、自
も裏庭をのぞいて、今日

編集後記

品川区からのお知らせ

しながわ生活応援事業 全区民へのギフトカードが配布されます

所得制限なし・申請不要 / 全区民の皆様へ、
一律5,000円相当のギフトカードをお配りいたします。



カードの残高確認や利用方法に関するお問い合わせ
0570-077-096
本事業に関するお問い合わせ
0120-351-190

- 配布(発送)開始**
- 一人世帯・二人世帯 →4月下旬以降
 - 三人世帯 →4月18日以降
 - 四人以上世帯 →6月中
- 配布完了予定**
- 一人世帯・二人世帯・三人世帯 →6月末
 - 四人以上世帯 →6月中

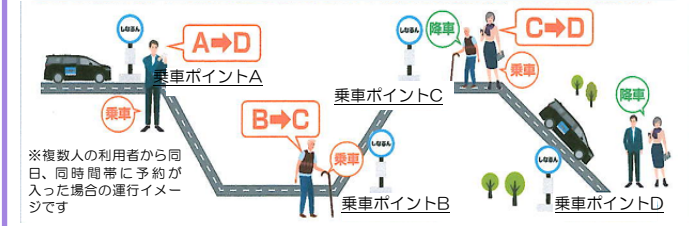
詐欺の電話にご注意ください



- 品川区職員等を名乗り、電話でカード番号や銀行口座をお尋ねしたり、ATMの操作をお願いしたりすることはありません。
- ギフトカードには、お客様情報が含まれていないため、紛失時に区役所などからお電話がいくことはありません。
- 問い合わせに対する返信を除き、ギフトカードの配付について、区役所から連絡することはありません。
- 不審な電話、メールがございましたら、相手の質問に答えることなく、すぐに警察へ通報してください。

荏原地区において「しなるん」の実証運行を行っています！

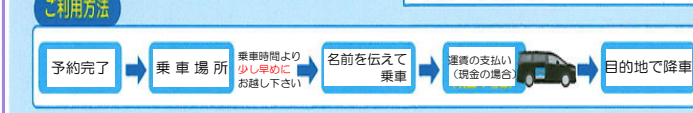
「しなるん」とは
利用者の予約状況に応じて複数の乗客が乗り合う交通サービスで、あらかじめ定められた乗降場所を移動することができます。品川区では、鉄道網や路線バスを補充する役割として期待されるオンデマンド交通の適用可能性を検証するため、実証運行を実施します。



「しなるん」について

運行日・運行時間	平日・土曜日 8:00~17:00(12:00~13:00を除く)
運賃	乗車1人につき 大人400円、小児(小学生)200円 ※未就学児は無料(保護者1名につき2名まで) ※「身体障害者手帳」「療育手帳」「愛の手帳」をお持ちの方と、介護人の方(1名)は半額 ※「精神障害者保健福祉手帳(写真付き・東京都発行に限る)」をお持ちの方は半額
運賃の支払方法	アプリ内クレジット決済または現金 ※交通系ICカード、電子マネー、バーコード決済はご利用いただけません。
運行台数	1台(乗客定員5名)

ご乗車には事前予約が必要です。 ※予約の受付は、ご利用希望日の7日前から当日30分前まで。



お問い合わせ先
品川区防災まちづくり部地域交通政策課 ☎03-5742-7138
最新情報などは、ホームページをご覧ください。

しなるん MAP

運行エリアと乗降場所

乗降場所の目印

- 路面シートタイプ しなるん 乗降場所
- 自立看板タイプ しなるん

※安全に注意し、目印の付近でお待ちください。

No.	乗降場所名
1	荏原第一地域センター
2	武蔵小山駅前
3	小山4-3
4	スクエア荏原
5	小山小学校
6	荏原中央公園前
7	平塚橋ゆうゆうプラザ
8	しいのき公園前
9	ザミットストア前
10	西小山駅前
11	立会道路
12	荏原5-7
13	荏原警察署前
14	水道局品川営業所前
15	グランアード歯科前
16	摩耶寺前
17	第二延山小学校前
18	昭和医科大学病院附属東病院
19	昭和医科大学病院前
20	帝京にしき幼稚園前
21	小山の家
22	心身障害者福祉会館
23	荏原三丁目防災活動広場前
24	武蔵小山緑道
25	荏原第六中学校前
26	旗六公園前
27	西中お日さま公園前
28	旗の台広場公園前
29	東横INN 品川旗の台駅前口
30	品川泉徳学園前

●乗降場所は今後追加・廃止を行う場合があります。
●最新情報は、アプリ・ホームページでご確認ください。

確定申告がお済みの方、見直しをしてみましょう！

税金等を少なく計算していた ⇒【修正申告】

納めた税金が少なかったり、還付を受けた税金が多かった時は「**修正申告**」をして正しい税金に訂正して下さい。訂正の仕方は修正申告書に必要事項を記入して提出します。
自発的に修正申告をした時には加算税は軽減されますが延滞税がかかる場合があります。なるべく早く修正申告して下さい。なお、新たに納めることになった税金は修正申告をする日に納めて下さい。

税金等を多く計算していた時 ⇒【更正の請求】

納める税金が多かったり、還付を受ける税金が少なかった時は**証拠書類を添付**の上「**更正の請求**」をして、その訂正を求めることができます。更正の請求ができるのは、原則として確定申告の法定申告期限から**5年以内**です。

確定申告期がお済みでない方

申告を忘れていた時は申告期限後でも確定申告をすることができますので直ちに申告をして下さい。自発的に期限後申告をした時は無申告加算税は軽減されますが延滞税がかかる場合があります。なお、新たに納めることになった税金は申告をする日に納めて下さい。

—消費税— もう一度申告の有無のご確認願います！

- 令和5年分の課税売上高※1が1,000万円を超えている方
- 令和7年12月までにインボイス登録番号を取得し発行事業者となった方は令和7年分は消費税の申告が必要になります。
※1 課税売上高とは…消費税が課税される取引の売上高(税抜き)と輸出取引等の免税売上金額の合計金額です。令和4年分が消費税の納税義務者でない場合は課税売上高を計算するにあたって、税抜きの処理をはできません。
- 令和7年分の課税売上が1,000万円を超えた方
令和9年分は消費税の申告が必要になります。
消費税申告について本則課税ではなく簡易課税を選択時する場合は、令和8年12月31日までに届出書を税務署に提出する必要があります。
※既に簡易課税の届出をされている方は再度の提出は必要ありません。

税務署からのお知らせ

令和8年5月から税務署窓口での納税証明書の請求・受取の
自宅等から 受付は**9時~15時**までをお願いします。

電子納税証明書(PDF)を請求できます。
自宅やオフィスから**請求・受取**ができますので是非ご利用ください！

step 1	step 2	step 3
<p>自宅やオフィスで請求</p> <p>e-Taxホームページからログイン メインメニューの「申請・納付手続きを行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。 ※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。</p>	<p>電子申請</p> <p>必要事項を入力して送信 マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください 有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続きやマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続きをお願いします。 有効期限や更新手続きの詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。</p>	<p>電子発行・受取</p> <p>メッセージボックスに手数料の案内が格納されます。 インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書(PDF)をダウンロードできるようになります。</p>

※ 法人の場合、代表者本人のマイナンバーカード以外に「商業登記電子証明書」等の電子証明書を利用して申請することができます。

- 事前にオンライン請求をお願いいたします。
- 窓口での請求は、原則、スマホでの手続きをご案内しています。
※利用者識別番号(16桁)と暗証番号をご確認の上、マイナンバーカードをご持参ください。

